

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の6 前3条(前条第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、<u>第10条の3第2号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。</u></p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の6 前3条(前条第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において _____</p> <p>_____, 前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。</p> <p>～略～</p>
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>職員の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間</u></p> <p>(10)～(18) (略)</p> <p>(加える)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1年につき5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間</u></p> <p>(10)～(18) (略)</p> <p>(19) <u>職員の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産の日から当該出産の日後2週</u></p>

<p>(19)～(21) (略)</p> <p>2 前項第9号及び第19号から<u>第21号</u>までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。</p> <p>3 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>すべて</u>を勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;"><u>間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間</u></p> <p>(20)～(22) (略)</p> <p>2 前項第9号及び第19号から<u>第22号</u>までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を使用することができる。</p> <p>3 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>全て</u>を勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和4年1月1日から施行する。</u></p>
--	--